

海事公益事業補助審査委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本海事センター（以下「本センター」という。）に、海事関係の公益事業を支援するため、海事公益事業補助審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 委員会は、海事関係の公益事業を支援するため、海事関係公益事業に対する補助金交付に関する基本方針及びこれらに係る予算、公募に係る手続、公募に係る選考等について審議を行う。

2 委員会は、補助金交付の対象となった海事関係公益事業の実施状況及び決算について評価を行い、次年度以降の海事関係公益事業に対する効果的、かつ、適切な補助金交付に反映させるものとする。

(構成)

第3条 委員会は、学識経験者（4名）、（一社）日本船主協会（1名）、日本水先人会連合会（1名）及び本センター（1名）をもって構成する。

第4条 委員会委員は、本センターの会長が委嘱する。

2 委員会に、座長を置き、座長は、委員の互選により選任する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

期半ばで就任した委員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 本センターの会長は、会議を招集する。

2 座長は、招集のあった会議の議長となり、議事を整理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

第6条 委員に事故があるときは、座長の承認を得て、代理者を出席させることができる。

第7条 委員会に関する事務は、本センター業務部が行う。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成23年4月26日から施行する。